

財団法人 京信榊田喜三記念育英会
平成23年度 奨学生募集要項

財団法人京信榊田喜三記念育英会（以下本財団という）は、京都信用金庫の創立者故榊田喜三氏の功績を記念し、地元京都より一人でも多くの有能な人材を輩出することを目的として設立されたものである。

本財団は、日本人学生に加え外国人留学生も育英の対象とし、より幅広い学生に奨学金を給与し、国際的な人材育成の発展にも寄与すべく活動するものである。

上記に則り、平成23年度の奨学生を下記の通り募集する。

記

~~I. 日本人奨学生~~

~~1. 応募資格~~

~~本財団の日本人奨学生制度は、人物並びに学力優秀な人材に対する報奨の意味を込めた奨学金の支給とする。そのため、人物・学力ともにトップレベルにある優秀な学生に対して支給する。~~

~~(1) 本財団の指定する大学の3回生又は4回生。~~

~~(2) 学長又は本財団の適当と認める者の推薦が受けられる者。~~

~~(注：本財団の適当と認める者とは本財団評議員を指す)~~

~~2. 奨学金の金額~~

~~年額500,000円を分割して支給し、期間は1年とする。(返還義務なし)~~

~~3. 募集人員~~

~~15名~~

~~4. 応募手続~~

~~応募する者は、別紙願書に必要事項を記入し、次の書類を添付し、期日までに提出のこと。~~

- ~~・ 在学証明書~~
- ~~・ 成績証明書~~
- ~~・ 住民票~~
- ~~・ 医師の健康診断書~~

→ 奨学部から
通知

Ⅱ. 外国人奨学生

1. 応募資格

本財団の外国人奨学生制度に応募できる者は、次に掲げる私費外国人留学生で、留学生活上経済的援助が必要と認められ、且つ学業成績が優秀な者とする。

- (1) 本財団の指定する大学に一年以上在学している者。
- (2) 平成23年4月1日現在、原則として学部学生で、30歳未満であること。
- (3) 私費留学生であること。

私費留学生とは、日本の大学において教育を受ける目的を持って入国し大学に入学した外国人留学生で、本国政府及び日本政府から奨学金を受けていない者。

- (4) 学長又は本財団の適当と認める者の推薦が受けられる者。
(注：本財団の適当と認める者とは本財団評議員を指す)

2. 奨学金の金額

年額 500,000 円を分割して支給し、期間は1年とする。(返還義務なし)

3. 募集人員

8名

4. 応募手続

応募する者は、別紙願書に必要事項を記入し、次の書類を添付し期日までに提出のこと。

- ・登録原票記載事項証明書
- ・在学証明書
- ・成績証明書
- ・医師の健康診断書

以上